

広報 ふ れ あ い ハ ー モ ニ

いわくら



市の花 / つつじ

12.1

2005.No.833



【2005岩倉の風景・クリスマスの夜～「あっ、サンタさんだ!」～】

クリスマスを迎える前は、いくつになっても心がときめきます。

子どもころイブの夜、ワクワクする気持ちを抑えながら眠りにつくと、朝には枕元に包みが置かれていました。ドキドキしながら包みを開けて、欲しかった物が出てきた時の喜びは今思い出しても心が弾みます。

子どもころ不思議に思ったのは、サンタさんは世界中の子どもたちの欲しい物を、ど

うして知ることができるのか? ということでした。

親に尋ねてみたら「サンタさんに通じる特別な電話回線があってね...」(?) 昨今のサンタさんは国際モードの携帯電話が必需品になっているのでしょうか(笑)。

今年のクリスマスを、世界中の子どもたちが温かい思いで迎えることが出来ますように! Merry Christmas!

千村収一



▲10月30日、いわくら塾の「親子イキイキも掘り大会」が開かれ、親子連れなど約300人が実りの秋を楽しみました。

市政の窓

3

叙勲受章者と岩倉市表彰受賞者の皆さんをご紹介します ...3

地区サロンコンサート～お寺でクラシック音楽を～ ...3

第10回いわくら五条川マラソン ...4

第11回民俗資料企画展「戦国武将山内一豊と千代のパネル展」 ...4

市民スペース ミニステージ・市民ギャラリー情報 ...4

アダプトプログラムに参加してみませんか ...5

第2回史跡公園アダプトプログラム参加者を募集します ...5

図書館からのお知らせ ...5

岩倉市まちづくり文化振興事業助成制度 ...6

岩倉市防犯対策助成金交付制度をご利用ください ...6

木造住宅の無料耐震診断を行っています ...6

ごみ出しルールを守っていますか? ...7

電子申請をご利用ください ...7

指名競争入札結果 ...7

12月9日は障害者の日 ...8

介護保険制度改正内容のポイント ...9

平成18年度課税分から65歳以上の人の個人市・県民税の課税方法が一部変わります ...9

岩倉市火災予防条例の一部が改正されました ...10

クリーンチェックいわくら2005ご協力ありがとうございました 12

岩倉市人事行政の運営等の状況 13

知っておきたい健康講座 16

「飛蚊症」網膜剥離のシグナル

スポーツ大好き! 16

五条川軟式野球スポーツ少年団

消費者トラブルに巻き込まれないために 17

健康食品の訪問販売トラブル

市民のひろば・いわくらネットワーク 24

学校通信 26

岩倉総合高等学校

フォトニュース 27

いわくら市民ふれ愛まつり2005・戦後60年等平和祈念事業・市民音楽祭

ぶらりいわくら再発見 裏表紙

曽野町かいわい

暮らしのガイド 18

催し	18
手続き	19
募集	19
講座・教室	20
健康	20
相談・その他	20

小さなまちから大きな夢を

岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川。多くの文化遺産。私たちは、この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

広げよう 愛 ふれ合い みんなの和 (家族仲間の和を願って)

育てよう 心 からだ みんなの健康 (市民一人一人の幸せを願って)

高めよう 文化 芸術 みんなの暮らし (生活の質の向上を願って)

守ろう 自然 環境 みんなの地球 (かけがえのない地球の存続を願って)

つくろう 人 まち みんなの未来 (豊かな社会の実現を願って)

岩倉市は

交通安全都市宣言

環境保全都市宣言

核兵器廃絶平和都市宣言

安全・安心なまち宣言

のまちです

市政の窓



平成17年

叙勲受章者と岩倉市表彰受賞者の皆さんをご紹介します

受賞のご栄誉を心からお祝いし、
ご紹介します（順不同・敬称略）。

旭日双光章（秋の叙勲）

地方自治功労
後藤不言（79歳）中央町



保健衛生功労
長谷川義夫（77歳）本町



瑞宝単光章（秋の叙勲）

ガス業務功労
福井定雄（65歳）宮前町



岩倉市表彰

岩倉市では、毎年12月1日の市制記念日に、岩倉市の発展に貢献された皆さんを表彰しています。今年の受賞者は次の皆さんです（順不同・敬称略）。

●自治功労者表彰

地方自治の進展に貢献
岸孝之（稲荷町）、横江英樹（新柳町）、伊達征人（一宮市）、服部靖夫（石仏町）

●一般表彰

教育・体育・学術その他文化の振興に貢献
櫻井精一（大山寺町）、松井啓次郎（石仏町）

民生の安定に貢献
桐山英子（曾野町）

保健衛生に貢献
中川浩（曾野町）、伊藤正子（八

剣町）、江崎憲子（中本町）、小笠

原三代子（西市町）、関戸直代（西

市町）、中村悦子（中央町）、西村

明美（東新町）、本藤さなえ（野寄

町）、山川令子（新柳町）、吉田公

子（曾野町）

●ダイヤモンド婚表彰
婚姻後60年を迎えられた人

浅田兼光・昭子（川井町）、浅田

照義・諒子（川井町）、石黒直明・

久子（東町）、伊藤重夫・百合子（鈴

●問合先 秘書課秘書係（☎38-5801）まで。

地区サロンコンサート

～お寺でクラシック音楽を～

岩倉市では、お寺の本堂でクラシック音楽を聴いていただく「弦楽四重奏」コンサートを行います。

●とき 12月3日（土）午後2時～3時30分

●ところ 長遠寺（八剣町）

駐車場が少ないので、車でのこ来場は控えてください。

●出演 セントラル愛知交響楽団（バイオリン：鬼塚博道・吉岡秀和、ビオラ：石川公実、チェロ：越野智子）

●主な曲 四季から「冬」ノビバル

●問合先 生涯学習

課文化振興係（☎38-5819）まで。



第10回

いわくら五条川マラソン

● **とき** 平成18年3月5日(日) (雨天決行)

● **ところ** 総合体育文化センター (開会・閉会式会場)

● **コース** マラソン10^{キロ}コース、マラソン4^{キロ}コース、ジョギング2^{キロ}コース

● **種目**

マラソン10^{キロ}コース

1部: 男子40歳未満(高校生以上)

2部: 男子40歳以上

3部: 女子40歳未満(高校生以上)

4部: 女子40歳以上

マラソン4^{キロ}コース

5部: 男子中学生

6部: 男子40歳未満(高校生以上)

7部: 男子40歳以上

8部: 女子中学生

9部: 女子40歳未満(高校生以上)

10部: 女子40歳以上

ジョギング2^{キロ}コース

11部: 一般、高校生

12部: 小・中学生

● **参加料**

・マラソン10^{キロ}コース: 一般・高校

生1千100円

・マラソン4^{キロ}コース: 一般・高校生1千100円、中学生400円

・ジョギング2^{キロ}コース: 一般・高校生400円、小・中学生100円

● **申込方法** 平成18年1月11日(水)までに所定の申込書で申し込んでください(申込書は市内の各施設で配布予定です)。

● **ゲストラン**

ナー 市橋有里(いちばしあり) 1999年セビリア世界陸上女子マラソン銀メダリスト)



リスト)

● **主催** 岩倉市・岩倉市教育委員会

● **主管** 第10回いわくら五条川マラソン実行委員会

● **申込・問合先** いわくら五条川マラソン実行委員会(総合体育文化センター内 66-2222)まで。

● **申込・問合先** いわくら五条川マラソン実行委員会(総合体育文化センター内 66-2222)まで。

第11回民俗資料企画展 「戦国武将山内一豊と千代のパネル展」

平成18年1月からNHK大河ドラマで司馬遼太郎原作の「功名が辻」が放映されます。このドラマの主人

市民スペース ミニステージ・市民ギャラリー情報

市役所1階には、情報サロンやミニステージ、児童コーナー、2階には市民ギャラリーやレストランなど、市民の皆さんに利用していただけるスペースがあります。皆さん、ぜひ、ご利用ください。

● **利用時間** 午前8時30分～午後9時(第2日曜日、祝日、年末および年始は休みです)ただし、レストランの営業時間は、振替休日を除く月～土曜日の午前9時から午後6時までです。

ミニステージ

【フラダンス披露会】

● **とき** 12月4日(日)午後1時～2時
● **出演者** レッツ・エンジョイ・フラ
● **主な曲** 涙そうそう、ホワイトクリスマス ほか
● **問合先** 中野(☎53-9420)まで。

【小さなミュージシャン・ミニコンサート】

● **とき** 12月18日(日)午後2時～4時
● **出演者** MUSIC SPACE
● **主な曲** オリジナル曲、自編曲などを披露します。
● **問合先** 望月(☎66-8882)まで。

市民ギャラリー

【岩倉絵画協会展】

● **とき** 12月12日(月)～18日(日)
● **問合先** 桜井(☎37-0762)まで。

【岩倉囃子おどりの会五条川桜活動パネル展】

● **とき** 12月19日(月)～25日(日)
● **問合先** 千原(☎37-0460)まで。

【平和のための戦争展】

● **とき** 12月26日(月)～平成18年1月7日(土)
(12月29日(木)～平成18年1月3日(火)の期間、市役所はお休みです)
● **問合先** 横江(☎66-7920)まで。



公にわが岩倉生まれの山内一豊公が登場します。

この機会に戦国武将山内一豊と千代のパネル展を開催します。戦国武将山内一豊と千代の夫婦愛とその足跡がわかりやすい物語の展示になっています。NHK大河ドラマを見るうえで山内一豊を理解するうえでも参考になります。ぜひ、ご覧ください。

さい。

● **とき** 12月20日(火)～平成18年9月30日(土)午前9時30分～午後5時(図書館の休館日は休みです)

● **ところ** 図書館3階郷土資料室

● **主催** 岩倉市教育委員会・岩倉民具研究会

● **問合先** 生涯学習課生涯学習係(☎38-5819)まで。

アダプトプログラム(公園・道路等の里親制度)に参加してみませんか

岩倉市では、アダプトプログラム(公園・道路等の里親制度)を実施しています。アダプトプログラムは、公園・道路等を「里親」と見立てて、市民の皆さんが「里親」となつて定期的に空き缶、吸殻等の散乱ごみを収集して環境美化活動を行うというもの。参加は、子ども会、スポーツ団体、友人グループなどの団体個人、企業での参加となります。参加団体等には、市より活動に必要なごみ袋、清掃道具、腕章等が提供されるほか、市と活動内容等について簡単な合意書の交換があります。

主な内容は次のとおりです。

清掃美化する区画…ボランティアとなる市民や団体、企業が「里親」として一定区画(公園・道路等)を自分の「里子」とみなし、定期的に清掃します。

対象…子ども会、スポーツ団体、友人グループなどの団体および個人、企業

活動方法…月2回程度ボランティアによる美化活動

活動内容…公園・道路等の環境美化活動(空き缶、吸殻等の散乱ごみの収集および除草等)

支給物品…ごみ袋、清掃道具、腕章等

手続き…里親を希望される人は、環境保全課にあるアダプトプログラム(里親制度)申込書に必要事項を記入し、提出してください。

●申込・問合先 環境保全課環境啓発係(☎3815808)まで。

第2回

史跡公園アダプトプログラム参加者を募集します

市内の環境美化を発展させるため、岩倉市ではアダプトプログラムを市内数か所で実施しています。

市民の皆さんの歴史学習、また憩いの場として活用されている史跡公園を自分たちの手でキレイにしませんか?

●活動日 12月14日(水)午後1時30分から1時間程度

●活動内容 史跡公園の清掃

●支給物品 ごみ袋、清掃道具など

●申込・問合先 岩倉市教育委員会生涯学習課生涯学習係(☎3815819)まで。

●問合先 図書館(☎37-6804)まで。

図書館からのお知らせ

年末・年始業務

図書館の年末業務は、12月27日(火)まで、年始は平成18年1月5日(木)からです。

貸し出し冊数と貸し出し期間の変更

休館に伴って、12月14日(水)から27日(火)までの貸し出し冊数と貸し出し期間を変更します。

- 貸し出し冊数 「1人7点」を「10点」に変更
- 貸し出し期間 「15日間」を「23日間」以内に変更

図書館の図書を差上げます

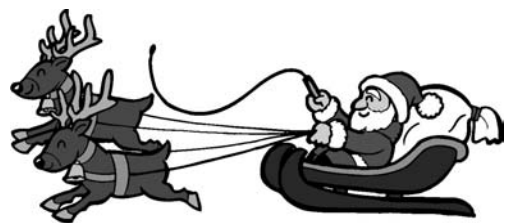
図書館で不用になった図書を差上げます。お渡しする本は、一般図書(児童図書を含む)と雑誌で1人それぞれ10点までです。

- とき 12月17日(土)・18日(日)午前9時30分～午後5時
- ところ 図書館2階会議室
- 対象者 市内にお住まいか、お勤め、在学の人または、岩倉市図書館の館外利用券をお持ちの人(当日、氏名・住所が確認できるものまたは、館外利用券をご持参ください)

クリスマスおはなし会

クリスマスにちなんだおはなし会を開催します。

- とき 12月24日(土)午後3時～3時45分
- ところ 図書館「おはなしコーナー」
- 出演 岩倉市図書館読み聞かせボランティア「おはなし会」
- 内容 エプロンシアター、パネルシアター、大型絵本等読み聞かせ



皆さんの文化活動を応援します

岩倉市まちづくり文化振興事業助成制度

市民の皆さんが行う文化事業に助成を行っています。

● **助成対象事業** 今までの枠を超えて自主的に行われる次の文化活動を対象とします。ただし、専ら営利を目的とする事業や、特定の政治、宗教活動を目的に行われる事業、および恒常的に行われる事業は助成の対象とはなりません。また、外部から人を招いて開催するコンサートやショー等も対象とはなりません。

活動発表事業：複数の団体が共同で行ったり、実行委員会をつくるなどして、従来の活動の枠を越えて行われる発表会などの事業。ただし、特定の流派、会員、個展などにかかわる事業は原則として対象外です。文化情報事業：岩倉市の文化情報のPRや、ネットワークづくりのために製作されるパンフレットや情報誌などの発行

人材育成・交流事業：文化に関する人材育成や交流の推進を目的として行われる研究会やフォーラムなどの開催

その他、文化によるまちづくりの振興に関する事業

● **助成金額** 助成金額は、日常的な活動費や人件費、入場料などの収入を除いた事業費の2分の1以内で、限度額は300万円

● **事業期間** 平成17年度に実施予定の事業

● **申請の手続き** 所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、12月16日(金)までに生涯学習課へ提出してください。

● **問合せ** 生涯学習課文化振興係 (☎38-5819) まで。

岩倉市防犯対策助成金交付制度をご利用ください

市内では、9月末現在126件の空き巣などの侵入窃盗が発生しています。あなたのお家は大丈夫ですか。もう一度犯罪抑止のためにわが家の防犯対策を見直しましょう。

4月から始まった防犯対策助成金制度は、10月31日現在で139世帯の人が利用されています。家の防犯対策に、この制度をご利用ください。

● **対象者** 岩倉市に住民登録または外国人登録があり、居住している世帯主(1世帯につき1回限りです)

● **対象となるもの**

玄関および勝手口等出入口の鍵を交換または、補助錠、サムターンカバリー、ガードプレート等の取り付け、サッシ等を防犯ガラスに交換または、防犯フィルム、補助錠、格子等の取り付け。

共同住宅のエントランスまたは、エレベーター等の共有部分に防犯カメラまたは、センサーライトの取り付け。

住居等に防犯カメラまたは、センサーライトの取り付け。

駐車場内に防犯カメラ、センサーライトまたは、照明灯の取り付け。

自家用車両(自動車・オートバイ・自転車)にハンドロックカバーまたは、盗難防止装置の取り付け。

住居敷地内に玉砂利等を敷設。

● **助成額** 経費の2分の1(1000円未満は切り捨て)で限度額5千円

● **申請期間** 平成20年3月31日まで
平成17年3月31日以前の防犯対策は対象外です。

● **申請方法** 行政課にある申請書に必要事項をご記入のうえ、品物等がわかる領収書を添えて提出してください。

● **申込・問合せ** 行政課交通防犯係 (☎38-5804) まで。

昭和56年以前に建てられた木造住宅が対象

木造住宅の無料耐震診断を行っています

地震で尊い命を失わないように、住宅の耐震診断によりわが家の耐震性を知り、耐震補強をするなど必要な備えをしましょう。

岩倉市では、次のとおり木造住宅の無料耐震診断を実施しています。

● **対象となる建築物** 次のすべてに該当する建築物

建築時期が昭和56年5月31日以前に着工

構造が木造で2階建て以下(鉄骨造、鉄筋コンクリート造などは対象外)

構法が在来軸組構法または、伝統構法(ツーバイフォー、木質パネル構法などは対象外)

用途が戸建て専用・併用住宅、長屋、共同住宅(ただし、空家は対象外)

● **申込方法** 土木課建築係に用意してある簡易耐震診断票に基づいて自己診断をして提出してください。

● **申請者** 住宅の所有者

● **申請・問合せ** 土木課建築係 (☎38-5813) まで。

ごみ出しルールを守っていますか？

ごみ出しのルールが守られないと一番困るのは、集積場所付近の皆さんです。どうかごみ出しルールを守っていただきますようお願いします。

ごみの種類	主なごみの内容	収集日	市指定袋の種類
燃やしてもいいごみ(可燃ごみ)	料理くず、リサイクルできない紙類、木くず、打ち枝、草など	月・木曜日(南部地域)、火・金曜日(北部地域)	白色・半透明・緑文字
プラスチック製容器包装資源 	プラスチック製の袋、ふた、カップ、ボトル、ネット、食品トレイ、発泡スチロール等	木曜日(南部地域)、金曜日(北部地域)	青色半透明・黒文字
燃やしてはいけないごみ(不燃ごみ)	靴やかばんなどゴム、革製品、おもちゃなど容器包装以外のプラスチック製品など	水曜日	透明・赤文字

ごみの出し方(分別して出す)

表のとおり、ごみの出し方が決められています。ご確認の上分別してお出ください。

なお、市指定袋以外の袋で出すことはできません。

ごみ出し時間(当日の朝8時30分までに出す)

パッカー車が収集した後に出された場合、ごみが集積場所に残ってしまいます。また、前日から出すことはやめてください。

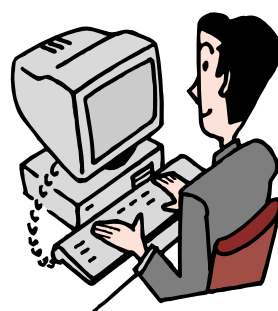
集積場所(決められた場所に出す)

最寄りの地区以外の集積場所に出さないでください。また、公園、道路、川などにごみを捨てると不法投棄となり処罰の対象になる場合があります。

●問合先 環境保全課生活環境係
(☎38-5808) または、清掃事務所(☎66-5912)まで。

電子申請をご利用ください

「住民票の写し」の交付請求や「犬の登録事項の変更」の届出等が、自宅や職場のパソコンからインターネットを通じて行うことができます。



これは、申請書や届出書を郵送する代わりにインターネットを介して送ることができる仕組みです。岩倉市はもちろん、愛知県内の他の市役所(町・村役場)に対しても利用することが出来ます。

ただし、申請書と届出書だけを送る仕組みですので、手数料や添付書類は、別に郵送していただくか、持参していただくことになります。交付される証明書は、郵送もしくは市役所の宿直室で執務時間外に受け取っていただくかを選択できます。

ご利用いただくには、インターネットができる環境のほか、一部の手続きでは本人確認のために電子証明書とカードリーダー等が必要です。

電子申請・届出システムのホームページアドレス

<https://www.shinsei-e-aichi.jp/>

●問合先 それぞれの手続きが必要な担当課または、IT推進室(☎66-1111 内線540)まで。

指名競争入札結果

(10月20日~27日)

工事名等	工事場所等	契約業者名	契約金額(円)	期 間
(仮称)長瀬公園整備工事基本設計業務	東町地内	(株)オオバ名古屋支店	2 520 000	10 / 25 ~ H18 / 3 / 27
八神橋外2橋耐震補強工事实施設計業務	神野町外2地内	中央コンサルタンツ(株)	3 465 000	10 / 25 ~ H18 / 1 / 27
舗装修繕工事	石仏町外2地内	(株)江口組	7 665 000	10 / 28 ~ H18 / 1 / 20
幼川橋耐震補強工事	曽野町地内	(株)松本工務店	7 980 000	10 / 28 ~ H18 / 3 / 17
污水枝線管渠工事(右岸17-8工区)	栄町地内	御幸建設(株)岩倉支店	19 635 000	11 / 4 ~ H18 / 3 / 23
配水管布設替工事(第2期整備計画17-1号)	大市場町外1地内	桜井工業(株)	7 875 000	11 / 4 ~ H18 / 2 / 21
農道舗装新設工事	北島町地内	(有)八信建設	4 410 000	11 / 1 ~ H18 / 1 / 11

障害のある人が普通に暮らせるまちに

12月9日は障害者の日

障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、昭和56年の国際障害者年を記念し、12月9日を障害者基本法の中で「障害者の日」と定めています。

また、平成4年に国連で宣言した「国際障害者デー」である12月3日から「障害者の日」である同月9日までを「障害者週間」としています。
福祉制度をご紹介します

心身に障害のある人の日常生活を支援し、その人を介護するご家族の負担を軽減するために、さまざまな制度を設けています。

ただし、それぞれに要件がありまですので事前に福祉課までご相談ください。

岩倉市心身障害者扶助料

● 対象 岩倉市にお住まいで身体障害者手帳か療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人（施設に入所されている人は除きます）

● 手当額

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級：月額3千円

身体障害者手帳3・4級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2級：月額2千500円

身体障害者手帳5・6級、療育手帳C判定、精神障害者保健福祉手帳3級：月額1千500円

介護者手当

● 対象 心身の障害のため、ねたきりか、これに準ずる状態、または、認知症の状態が3か月以上継続している20歳以上の人を常時在宅で介護している人（施設に入所されている人は除きます）

● 手当額 月額5千円

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当

● 対象 精神または、身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人（施設に入所されている人、長期入院されている人等は除きます）

● 手当額

特別障害者手当：月額2万6千500円

障害児福祉手当・経過福祉手当

：月額1万4千430円（特に重度の人には県の加算支給の制度があります）

愛知県在宅重度障害者手当

● 対象 身体障害者手帳1・2級または、療育手帳A判定をお持ちの人、身体障害者手帳3級をお持ちでIQが50以下の人（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当を受給している人および施設に入所されている人は除きます）

● 手当額

身体障害1・2級でIQ35以下の人：月額1万6千100円

身体障害1・2級または、IQ35以下の人、身体障害3級でIQ50以下の人：月額7千円

身体障害者住宅改善費助成事業

● 対象 体幹・下肢・視覚障害、1・2級の身体障害者手帳をお持ちの人

● 助成額

対象工事費の2分の1補助（上限50万円）

補装具の交付・修理

補聴器、車いす、義肢等の交付や修理を行います。
ただし、制度の利用については、障害の種類や等級等に制限があります。また、世帯の所得税額に応じて自己負担があります。

● 対象 身体障害者手帳をお持ちの人

日常生活用具の給付・貸与

重度の障害児・者が自力で日常生活を営めるよう特殊便器、入浴補助

用具、特殊寝台などを給付または貸与します。
ただし、障害の種類や等級等に制限があります。また、世帯の所得税額に依りて自己負担があります。

● 対象 身体障害者手帳または、療育手帳をお持ちの人

心身障害者福祉タクシー

心身障害者がタクシーを利用するときの基本料金と迎車料金を助成します。

● 対象 岩倉市にお住まいで身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの人（施設に入所されている人は除きます）

● 内容

1か月につき3枚分のチケットをお渡しします。

有料道路通行料金の割引

身体・知的障害者が自ら自動車を運転する場合または、重度の障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転して有料道路を利用する場合に通行料金が割り引かれます。

自動車改造費の補助

重度の下肢、体幹に障害のある人が就労などをするために自動車を取得する場合、その改造費を補助します。

自動車運転免許取得費の補助

身体障害者が、指定自動車教習所を修了し運転免許を取得した場合、取得に要した経費の一部を補助します。

●問合先 福祉課福祉係（☎ 38—5809）まで。

介護保険制度改正内容のポイント

ケアマネジメントの適正化

ケアマネジメントの公平・公正性を確保するため次の点について変更が図られます。

- 主な変更内容
- ・軽度者に対するマネジメントは、市町村の責任の下に公正・中立な「地域包括支援センター」で行われます。
- ・ケアマネジャーの資質向上のため、資格の更新制や研修の義務化が図られます。
- ・ケアマネジャー1人当たりの標準的担当件数が見直され、質の向上が図られます。
- 問合先 生きがい課介護保険係（☎ 38—5811）まで。

平成18年度課税分から、65歳以上の人の個人市・県民税の課税方法が一部変わります

少子高齢化が進展する中、世代間や高齢者間の税負担の公平を図るため、年金収入のみで生計を立てられている人に配慮した上で、次のとおり制度改正が行われました。

●「老年者控除」が廃止されます

現在、65歳以上の人で、合計所得金額が1千万円以下である場合には、所得から老年者控除として48万円を差し引くことができますが、この老年者控除が廃止されます。

●65歳以上の人に適用される「公的

《改正前》

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
260万円以下	140万円
260万円超 460万円以下	収入金額× 25%+75万円
460万円超 820万円以下	収入金額× 15%+121万円
820万円超	収入金額× 5%+203万円



《改正後》

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
330万円以下	120万円
330万円超 410万円以下	収入金額× 25%+37万5千円
410万円超 770万円以下	収入金額× 15%+78万5千円
770万円超	収入金額× 5%+155万5千円

年金等控除額」が縮減されます

左表のとおり変更になります。

●65歳以上の人に適用される非課税措置が廃止されます

現在、65歳以上の人で、合計所得が125万円以下の人は、市・県民税が課税されていませんが、平成18年度から、この非課税措置が廃止されます。

ただし、昭和15年1月2日以前に生まれた人で、合計所得金額が125万円以下（年金収入に換算すると245万円になります）の人については、平成18年度と平成19年度の課税において、次のような軽減措置があります。

平成18年度：税額の3分の2減額
平成19年度：税額の3分の1減額

税制改正で影響のある人

公的年金等の収入金額が次の金額以下の人は、引き続き課税されません。

2人世帯（1人扶養）の人：年金支払額が203・8万円までは課税となりません。

1人世帯の人：年金支払額が152万円までは課税となりません（「公的年金以外の所得金額がある場合」・「岩倉市以外の市町村に居住されている場合」および「所得税」については、金額が異なることがあります）。

●新たに申告が必要になる場合があります

今回の税制改正の影響で、平成17年度は申告が必要でなかった人でも、老年者控除の廃止や公的年金等控除額の縮減により、市・県民税や所得税の申告が必要になる場合があります。

また、年金収入から所得税が源泉徴収されている人は、税務署へ「確定申告書」を提出することにより所得税を清算することになります。

所得税の申告書の作成や税金の相談等は、便利な国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご利用ください。

●問合先 税務課課税第一係（☎ 38—5806）まで。

岩倉市火災予防条例の一部が改正されました

すべての住宅に住宅用火災警報器等の設置が必要となります

平成16年6月に消防法が改正され、住宅火災による死者の減少を目的として、全国一律に住宅に住宅専用の火災警報器等の設置が義務付けられました。

その内容は、住宅用火災警報器または、住宅用自動火災報知設備の設置・維持について、消防法および政省令で定めた基準に従い、条例で定めるというもので、岩倉市においても火災予防条例の一部改正を行いました。

改正された条例の施行期日については、改正の趣旨から考えれば、すべての住宅に対し、同時期に適用されるのが望ましいのですが、新築住宅に対しては、全国一律に平成18年6月1日から適用となり、既存住宅は、岩倉市では平成20年6月1日から適用となります。

住宅用火災警報器等の必要性

住宅火災による死者の約7割が火災の発見が遅れたことによる逃げ遅

れが原因で、就寝時間帯（午後10時～翌日午前6時）は、その他の時間帯よりも死者が多く発生しています。このことから、就寝中には火災の発見が遅れ、死に至る危険性が高く、住宅火災での死者を減らすためには、火災を発生させないことが一番ですが、万が一火災が発生しても、早期に発見し速やかに消火や避難することができれば、被害を最小限に抑えることができ、助かる可能性も高くなります。

そこで効果的なのが住宅用火災警報器等です。

住宅用火災警報器等は、火災により発生する煙（熱）を自動的に感知し、住宅内にいる人に対し、警報ブザーや音声により火災の発生をいち早く知らせ避難をうながす器具で次の二つのタイプがあります。

● 住宅用火災警報器

煙式警報器：煙を感知して、火災の発生を警報ブザーや音声で知らせるもので、一般的にはこちらを設置します。

熱式警報器：熱を感知して、火災の発生を警報ブザーや音声で知らせるもので、煙や蒸気の多い台所に向いています。

● 住宅用自動火災報知設備

感知器、中継器および受信機から

構成される警報設備であり、火災により生じる煙（熱）を感知し、火災信号を受信機に送信し、火災発生場所の表示および警報を行う設備です。住宅用火災警報器等は、省令等による規格に適合するものと定められています。

火災警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定マークがあります。感度やブザーの音量などが基準に合格したものは、日本消防検定協会の鑑定マーク（NSマーク）が付いていますので、火災警報器購入の目安にしてください。



住宅用火災警報器等の設置場所

寝室と寝室が1階以外にある場合

は、階段に取り付ける必要があります。

また、同一階に7平方メートル以上の居室が5室以上ある階の廊下（廊下がない場合は階段）にも取り付けが必要になります（次頁図1）。

住宅用火災警報器等の取り付け方法

住宅用火災警報器は、天井や壁に取り付けます（次頁図2）。

住宅用火災警報器等の設置が免除される住宅

消防法令等の基準に従い、スプリンクラー設備または、自動火災報知設備が設置されている住宅および共同住宅の部分または、緊急通報システム、一定水準以上のホームセキュリティシステム等が設置されている住宅で消防長が認めたとき。

住宅用火災警報器等の悪質訪問販売などによるトラブルに注意してください

- ・法令が変わり「警報器をすぐに取り付けなければならない」とか「点検も義務付けられている」などと火災警報器の設置・点検を迫る業者
- ・あたかも消防職員のような服装や言動で訪問し、勧誘する業者

以上のように、住宅用火災警報器等の設置義務化を契機として、不適切な価格・無理強い販売などを行う業者に注意してください。

消防署が販売することは、ありません。

火災警報器の訪問販売は、クーリング・オフの対象であり、契約後一定の期間は、契約の解除ができることがあります。「おかしいな」と思ったときは、次の窓口に相談してください。

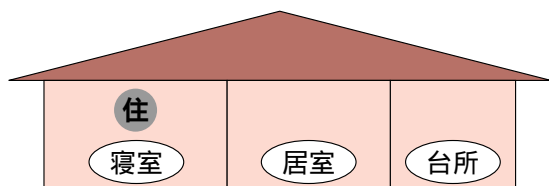
尾張県民生活プラザ... ☎ 0586-71-0999

愛知県警悪質商法110番... ☎ 052-951-4194

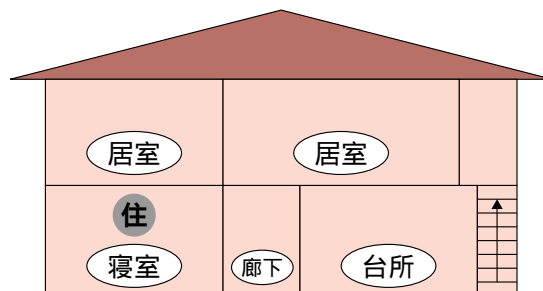
そのほか、火災警報器等に関しては、消防署に相談してください。

図1 住 は、住宅用火災警報機または、感知器を示す。

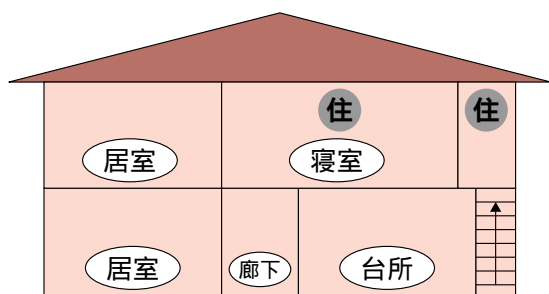
平屋建住宅設置例



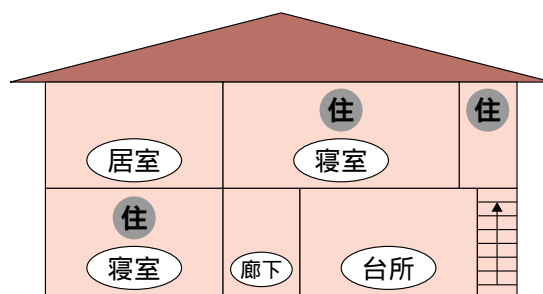
二階建住宅設置例— 1



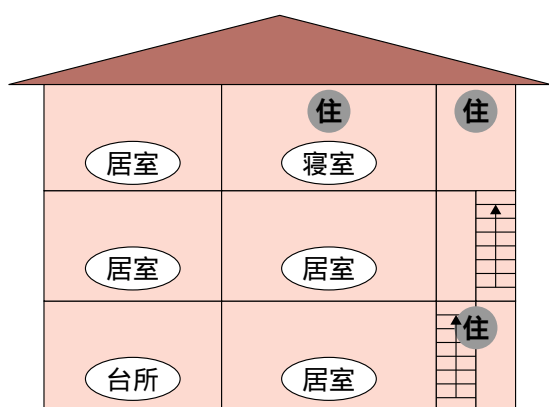
二階建住宅設置例— 2



二階建住宅設置例— 3



三階建住宅設置例



一階に7㎡以上の居室が5以上存する住宅設置例

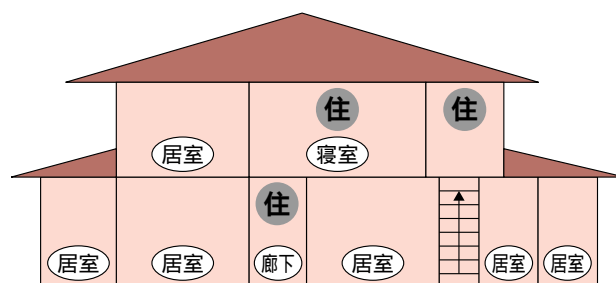
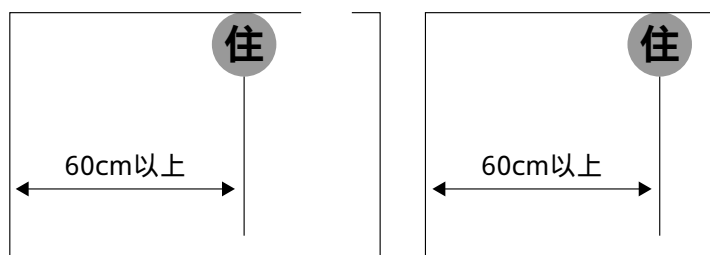


図2

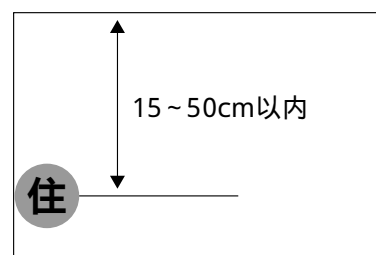
天井に設置する場合

壁または、はりから60cm以上離れた位置に設置する。



壁に設置する場合

天井から15cm以上50cm以内の位置にある壁に設置する。



係 (3 7 5 3 3 3 内線 2 2 1)
問合先 消防本部総務課予防防災

クリーンチェックいわくら2005

ご協力ありがとうございました

10月22日から11月13日まで市内全域を実施場所に行われた「クリーンチェックいわくら2005」には、197団体8,078人の皆さんにご参加いただきました。期間中、全市から集められたごみは、約13,240kgにもなりました。皆さんのご協力ありがとうございました。



▲ 集積場に集められたゴミ

▲ こんなに大きなゴミも...

▲ 集められたゴミを仕分けするボランティアサークルの皆さん

参加団体（順不同） 回収協力団体を含みます

東町（役員会・子ども会・ゆうわ会・婦人部会・保健推進委員会）、大地町、石仏町、大山寺町、中本町、新柳町、新柳町1区、中央町、中野町、大市場町、曾野町、南新町、野寄町、五条町自治会、西市町（昭和会・ゆうわ会・婦人会）、神野町（子ども会・区役員・ゆうわ会・保健推進委員・民生委員）、泉町（役員会・ゆうわ会）、北島町（子ども会役員・親和会・ゆうわ会）、本町（上市場）（上市場有志会・みのり会・子ども会・保健推進委員会）、いちい信用金庫岩倉本町支店、本町（門前）、本町（北口）ゆうわ会、稲荷町（ゆうわ会・稲荷子ども会）、川井町（ゆうわ会・子ども会役員・小中地区委員 ほか）、東新町（岩倉団地自治会・東小児童・先生・保護者・老人クラブ）、南中ボランティア、水辺を守る会、市民モリモリくらぶ、井上町（自治会・ゆうわ会）、八剣町（環境係・組長・子ども会・ゆうわ会・区役員）、鈴井町（子ども会・ゆうわ会）、下本町（役員・子ども会・ゆうわ会）、野寄子ども会、泉子ども会、西部保育園、南部保育園、東部保育園、北部保育園、下寺保育園、仙奈保育園・仙奈保育園父母の会、図書館、公民館・公民館サークル52団体、希望の家、第一児童館、第二児童館・児童館ひなげし母親クラブ、第三児童館、第四児童館、第五児童館・児童館ばら母親クラブ、第六児童館、第七児童館・児童館コスモス母親クラブ、児童館プチトマト母親クラブ、地域交流センターみどりの家、第一児童館幼児クラブ、第二児童館幼児クラブ、第三児童館幼児クラブ、第四児童館幼児クラブ、第五児童館幼児クラブ、第六児童館幼児クラブ、第七児童館幼児クラブ、岩倉北小学校、岩倉南小学校、岩倉東小学校、五条川小学校、曾野小学校、岩倉中学校、南部中学校、岩倉市体育協会、岩倉総合高等学校、岩倉市ボランティア活動センター、岩倉自動車整備組合、岩倉市更生保護女性会、岩倉ライオンズクラブ、岩倉郵便局、いちい信用金庫愛北営業部、岩倉市たばこ組合、岩倉ロータリークラブ、J A 愛知北岩倉支店、中部電力（株）岩倉電力センター、曾野第2幼稚園母の会、岩倉ニューモラル友の会、藤徳紙器（株）、岩倉市建設協会の会、岩倉資源組合、岩倉青年会議所、ふれあい花の会、岩倉のごみを考える会、岩倉市婦人会、岩倉団地自治会、岩倉ナチュラリストクラブ、岩子連ジュニアリーダー、岩倉ボランティアサークル、岩倉の水辺を守る会、岩倉市指定収集袋取扱店組合

岩倉市人事行政の運営等の状況

岩倉市の人事行政の運営における公正性、透明性を高めることを目的として、「岩倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成16年度の職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件など人事行政の運営の状況についてお知らせします。

なお、今回の公表は、平成17年3月1日号の「広報いわくら」でお知らせしたものと重複する部分もありますので、ご了承ください。また、より詳細な資料については、市役所1階情報サロン、または市のホームページをご覧ください。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

事務職	消防職	合 計
3人	1人	4人

(2) 職員の退職の状況

定年退職	勸奨退職	普通退職	その他 (死亡・免職等)	合 計
9人	5人	8人	—	22人

(3) 職員数の状況

(各年4月1日現在 単位:人)

	事務職	保育士	児童厚生員	保健師	看護師	作業療法士	歯科衛生士	栄養士	消防士	技能労務職	合 計
16年	223	75	13	13	5	1	1	2	44	47	424
17年	216	71	12	13	3	1	1	1	43	45	406
増減	7	4	1	0	2	0	0	1	1	2	18

(4) 再任用職員の状況 (各年4月1日現在)

区 分	平成16年	平成17年
常勤職員	0人	0人
短時間勤務職員	1人	3人

(5) 職員定員適正化計画

(各年4月1日現在 単位:人)

部 門	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
一般行政	305	293	290	288	284	268
特別行政	87	84	86	85	82	78
公営企業等会計	31	29	29	29	29	28
合 計	423	406	405	402	395	374

教育長を含み、小牧岩倉衛生組合派遣職員(16年は2人、17年以降は1人)を除いています。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成16年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成17年3月31日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	15年度の 人件費率
46,033人	11,515,588千円	514,324千円	3,484,084千円	30.3%	30.8%

(2) 職員給与費の状況(平成16年度普通会計決算)

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
376人(1)	1,488,111千円	346,646千円	663,784千円	2,498,541千円	6,645千円

()内は再任用短時間勤務職員で外書きです。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(平成16年4月1日現在)

区 分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
岩倉市	361,555円	440,231円	45.7歳	280,053円	327,786円	43.11歳
国	327,555円	—	40.2歳	283,384円	—	47.9歳

次のページに続きます。

(4) 職員手当の状況(平成16年4月1日現在)

期末勤 手 当	期末手当		勤勉手当	
	6月期	1.40月分(0.75月分)	0.70月分(0.35月分)	
	12月期	1.60月分(0.85月分)	0.70月分(0.35月分)	
	計	3.00月分(1.60月分)	1.40月分(0.70月分)	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ()内は再任用職員に係る支給割合です。			
退職手当	1人当たり平均支給額(平成16年度実績) 普通退職 9,571千円 勧奨・定年退職 22,049千円			
調整手当 (平成16年度)	支給率	支給対象職員数	支給対象職員1人 当たり平均支給年額	
	10%	391人	420,571円	
特殊勤務 手 当 (平成16年度)	職員全体に占 める手当支給 職員の割合	51.5%	支給職員1人 当たり平均支 給年額	24,135円

時間外勤務手当 (平成16年度)	支給総額	職員1人当たり支給年額
	37,137千円	126千円
扶養手当	扶養親族1人につき13,500円～5,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの 子1人につき5,000円を加算	
住居手当	自宅 2,500円(新築・購入後5年間 3,500円) 借間・借家 12,000円を超える家賃の額に 応じ、最高27,000円	
通勤手当	交通機関利用者 運賃等の額に応じ、最高55,000円 交通用具利用者 通勤距離に応じ、3,500円～24,500円 交通機関と交通用具の利用者 との合計額、最高55,000円	

(5) 特別職の報酬等の状況(平成16年4月1日現在)

区 分	給料月額等	期末手当
市 長	989,000円	6月期 1.60月分
助 役	816,000円	12月期 1.70月分
収入役	741,000円	計 3.30月分
議 長	512,000円	加算措置 有
副議長	462,000円	収入役は、平成
議 員	431,000円	17年7月6日 から廃止してい ます。



3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1日当たりの勤務時間	1週間当たりの勤務時間
月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで 休憩時間:45分、休息時間:15分を2回	40時間

消防署等出先機関では、交替制勤務など変則勤務職場もありますが、週40時間を原則として勤務の割り振りをしています。

(2) 休暇制度の概要

職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇および介護休暇があります。

年次有給休暇の取得状況
(平成16年1月1日～平成16年12月31日)

1人当たりの平均取得日数	6日5時間
--------------	-------

(3) 育児休業等の取得状況

区 分	概 要	取得者数
育児休業	3歳に満たない子を養育するために、1日の勤務時間の全部を勤務しないことができる制度。育児休業期間中、給料は支給されない。	19人 (9人)
部分休業	3歳に満たない子を養育するために、子が3歳に達するまでの期間内で、1日の勤務時間の一部(正規の勤務時間の始めと終わりに2時間を限度)について勤務しないことができる制度。部分休業を取得した時間は給料が支給されない。	0人 (0人)

()内は、平成16年度に新たに育児休業等を取得した職員数

4 職員の分限および懲戒処分状況

分限処分				懲戒処分			
免 職	休 職	降 任	降 給	免 職	停 職	減 給	戒 告
-	5人	-	-	-	-	-	5人

5 職員のサービスの状況

職員は、地方公務員法により信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務規定、禁止規定が定められています。

営利企業等従事許可の状況

区 分	平成16年度許可件数
会社等の役員等の地位を兼ねるもの	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	1件
報酬を得て事業、事務に従事するもの	25件
計	26件

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

区 分	主な研修内容	人 数
自主研修	新規採用職員研修、接遇研修、法制執務研修、パソコン研修、プレゼンテーション研修、政策課題研修、メンタルヘルス研修、公務員倫理研修など	702人
派遣研修	(財)愛知県市町村振興協会研修センター、尾張六市研修協議会、自治大学校、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所など	83人
合 計		785人

(2) 勤務成績の評定の概要

概 要	評定の時期	対象者数
部長（一部、課長を含む）以上による勤務成績評定と自己評定とし、AからEまでの5段階で評価します。勤勉手当の成績率は、部長課長は100分の180以下、主幹職は100分の140以下の範囲内としています。	6月1日	6月期 77人
	12月1日	12月期 86人

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理事業の状況

区 分	受診者数
定期健康診断	157人
人間ドック	254人
産業医による健康相談	20人

(2) 共済制度の概要

職員の福祉向上と生活の安定を図るため、愛知県市町村職員共済組合に加入しています。共済組合では、短期給付事業（医療関係等）、長期給付事業（年金関係等）、福祉事業（健康保持増進事業等）を行っています。

(3) 職員互助会の概要

会員（職員）相互の共済および福祉の増進のために、職員互助会を設置しています。この互助会は、会員の掛金および市の補助金などで運営されています。

一般会計決算額	16,670,379円
負担割合	会員掛金:市負担金=1:1.5

平成17年度からは、負担割合を1:1としました。

(4) 公務災害の発生状況

区 分	発生件数	
	傷 病	死 亡
公務災害	4 件	0 件
通勤災害	0 件	0 件

8 公平委員会の業務の状況

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件

愛北広域事務組合・小牧岩倉衛生組合の人事行政の運営等の状況の公表は、各組合のホームページおよび岩倉市役所前の掲示場で公表していますので、ご覧ください。

ホームページアドレス 愛北広域事務組合 <http://home.owari.ne.jp/aihoku/aihoku.index.html>
小牧岩倉衛生組合 <http://www.city.komaki.aichi.jp/gaiyou/sosiki/knkycenter/>

● 問合先 秘書課人事係（☎38—5801）まで。

知っておきたい

健康講座

飛蚊症とは読んで字のごとく、目の前に蚊が飛んでいるような自覚症状をさして、医学的に用いられる言葉です。

そして蚊が飛ぶだけでなく、明るい空、白い壁に雲のようなもの、黒いスス、水玉、ハエ、おたまじやくし、糸くず、煙の輪のようなもの等、形も大きさもいろいろで、色も黒いものや透明なものなどもあります。

視線を動かすとその方向にそれらも一緒に付随して移動します。今、気にしていたものが急に消えて気にならなくなるなど、年齢に関係なくどなたでも経験されたことがあると思います。

では、なぜこのようなものが見えるのでしょうか？そしてどうなるのでしょうか？

物を見る目の仕組みは、光が角膜（眼球の外壁の前面にある透明

「飛蚊症」網膜剥離のシグナル

岩倉市医師会 植田豊一

な膜）からレンズである水晶体を通って眼球の奥にある網膜に像を結びます。眼球には硝子体という卵の白身のようなゼリー状のものが満ちていて、眼球の形を保っています。正常な硝子体は、透明です。まれにですが、生まれる時に硝子体に残っている細胞や血管組織等が退化しないまま濁りとなつて残り、これが蚊が飛んでいるように見える原因になります。これを生理的飛蚊症、または先天性飛蚊症といいます。

これらはあまり心配する必要はありません。要注意は後天性の飛蚊症です。

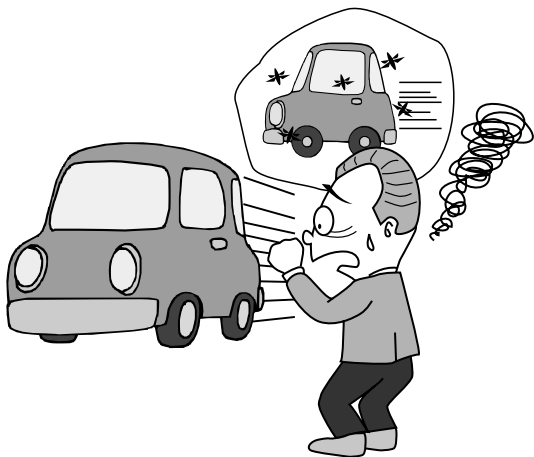
近視やアトピー、ブドウ膜炎、糖尿病、老化等での変性によつて硝子体が液化化し、次第に収縮して網膜から剥がれ、硝子体剥離を起こします。

剥離した硝子体の一部が変質し、網膜の一部が引っ張られて裂け目を作り網膜裂孔となります。やがて網膜下液がたまり、網膜が押し上げられて網膜剥離になって失明

へと進行する可能性があります。

でも、早期に発見できれば裂孔の周りにレーザーを当てて網膜剥離を防ぐことができます。

ある日、突然目の前に蚊が飛んでいるように見える飛蚊症は、ついつい軽く思いがちですが、数が増えたり大きくなったり、特にピカピカ光を放つような症状は、これを危険状態のサインと受け止めて、一刻も早く眼科で「眼底検査」を受けることを心がけられるようおすすめします。



友達、親子の絆

五条川軟式野球スポーツ少年団 私たちのスポーツ少年団には高学年対象の軟式野球と低学年対象のTボールがあります。共にチームワークを大切にし、元氣良くバットを振り、ボールを追いかけ、楽しく野球をすることを目標とし、野球の技術を高めるとともに豊かな心の人に育つことを目指しています。

グラウンドには団員や監督・コーチ以外にも卒団生やそのお父さん方も練習を見に来たり、手伝ったりしてくれています。このような環境の中で、親と子が野球を通じて家庭という一区切りの中では、なかなか見えてこない姿を見ることもでき、お互いに新しい発見や学びがあることも多くあります。



消費者トラブルに 巻き込まれないために

健康食品の訪問販売トラブル

最近、高齢者の皆さんから、健康の維持や増進を期待して健康食品を使用したところ、思わぬ健康被害にあった。また、商品購入後の中途解約でトラブルになったなど契約・金銭被害にあった、という相談が増えてきています。

相談事例

チラシで知った健康食品を購入して飲んでみたが、代金の集金に來た販売員から健康状態を聞かれ、高血圧と便秘に悩んでいると答えると、「別の健康食品を飲むといい。病院の薬もいらなくなる」と強引に購入を勧められた。

販売員がその場で1箱開封し、試しに飲んでみるように言うので、数粒飲んだ。病気が良くなるならと思い3年間分をまとめて購入し



た。2、3日間飲んだが体調が悪くなり、続けて飲めそうもない。解約できないか。

被害にあわないために

健康食品を巡る相談で、多くの相談者に共通していることは、病気が治るといふ販売員の言葉に乘せられて契約していること、数年間分をまとめて大量に高額な契約をしていることです。

健康食品は薬ではありませんので、販売員が「病気が治る」といふような説明をして販売することは薬事法違反に当たります。売り文句をうのみにしないようにしてください。

購入する場合も、一度に大量に契約することは避け、少しずつ、自分の体に合うか確かめた方がいいでしょう。かかりつけの医師に相談してみることもお勧めします。

契約してしまった場合、訪問販売や電話勧誘での契約は、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフによる解除ができます。

クーリング・オフは、販売会社の代表者あてに「契約を解除します」という意思表示をはがきなどの書面で、簡易書留など発信した証

拠が残る郵便で出します。

なお、健康食品の開封分についてはクーリング・オフできませんが、相談者のように販売員が開封したり、開封させたりした場合は試供品と見なされ、クーリング・オフが可能です。悪質な業者はクーリング・オフした人に対して「開けたものは払わないといけない」と言つて、本来なら支払う必要のない代金を請求することがあるので注意が必要です。

また、「病気が治る」などのうその説明を信じて契約した場合はクーリング・オフ期間を過ぎていても解約できる場合があります。

こんなことに気をつけましょう

治療を受けていたり、他の健康食品を利用したりしているときは、かかりつけの医師や薬剤師に相談しましょう。

必要の無いときはハッキリ断り、むやみに開封したり受け取らないようにしましょう。

悪質商法の被害にあわないために、1人で悩むことなくお早めに尾張県民生活プラザ（☎0586-171-0999）、市民相談室（☎38-5822）など身近な相談窓口へご相談ください。

我が国では低学年からのTボールを経験し、軟式へとステップアップする事を推奨しています。Tボールって何？と思われる方が多いと思いますが、簡単にいえば、ピッチャーを必要とせず、バッティングティー（ボールを乗せる台）にボールを置いて、それをバットで打って遊ぶ楽しいゲームです。ボールはウレタンで、低学年や女の子でもケガする事なく野球の楽しさを学ぶものです。

楽しくなれば、「上手になりたい」という気持ちが芽生え「あの入みたいになりたい」と上級生への憧れもでてきます。

少しぐらい怒られても、めげない気持ちで育ち、自分さえよければという気持ちも徐々に変化していきます。上級生には、下級生をいたわる心や、カッコ悪い所は見せられないという気持ちが芽生えます。

練習は、毎週日曜日午前8時30分～正午、土曜日は午後1時～5時までです。Tボールは第1・第3土曜日はお休みです。

野球に興味がある皆さん、ぜひ一度グラウンドに遊びに来てくださ

い。
●問合先 鎌田（☎37-5041）まで。



暮らしのガイド

問合先(岩倉市役所) ☎0587-66-1111(代表)
ふれ愛コールいわくら ☎0587-38-1717
市民の声FAX ☎0587-38-2471
E-mail koho.prsec@city.iwakura.aichi.jp

催し



● 児童館行事「しめ縄作り」

児童館では、ボランティアの皆さんに協力していただいて「しめ縄作り」を行います。

お正月は、手作りのしめ縄を飾りましょう。

▼とき 12月10日(土)午前10時～正午

▼ところ 第三児童館

▼定員 親子20組

▼参加費 1組100円

▼申込方法 参加費を添えて最寄りの児童館に申し込んでください(定員になりしだい締め切ります)。

▼問合先 第一児童館(☎38-1106)または、各児童館

● ミニミニコンサート

みどりの家

みどりの家では、毎月1回ミニミニコンサートを開

いています。

12月は、女性コーラスと混声コーラスのジョイントコンサートです。入場は無料です。

▼とき 12月11日(日)午後2時～

▼ところ みどりの家ふれあい交流ホール

▼出演 アンサンブルティアラ、アンサンブルクレール

▼演奏曲 おぼろ月夜、ジングルベル ほか

▼問合先 地域交流センターみどりの家(☎66-6700)



● いわくらフリーマーケット

毎回好評の「いわくらフリーマーケット」を市役所

の駐車場で開催します。

「野菜の広場」が新鮮採れたての野菜を販売するほか、地元商店も参加する予定です。

▼とき 12月11日(日)午前9時～正午(雨天の場合は12月18日(日)に延期)

▼ところ 市役所駐車場

フリーマーケット開催中は、駐車場はご利用できません。ご来場は徒歩または自転車をお願いします。

▼申込・問合先 商工農政課商工観光係(☎38-5812)

● 新春賀詞交歓会

岩倉市商工会では、新春賀詞交歓会を開催します。立食パーティー形式で行います。

▼とき 平成18年1月5日(木)午前11時30分～午後1時30分

▼ところ 総合体育文化センター多目的ホール

▼会費 3千円

▼対象 市内にお住まいかお勤めの人

▼定員 150人(先着順)

▼申込期限 12月12日(月)

▼申込・問合先 岩倉市商工会(☎66-3400)

● 寝たきり防止等地域シンポジウム

江南保健所は、寝たきりや要介護にならないための知識を広く地域住民の皆さんに知っていただくために次のとおり「寝たきり防止等地域シンポジウム」を開催します。

シンポジウムも健康相談も事前申し込みは必要ありません。

入場は無料です。

▼とき 12月15日(木)午後1時30分～

▼ところ 江南市民文化会館小ホール(江南市北野町川石25-1)

▼内容 (1)講演「認知症にならないために」サザエさんの波平をモデルにして、講師：渡辺哲雄さん(日本福祉大学中央福祉専門学校専任教員)
(2)音楽療法の実技、講師：市川三穂さん(音楽療法士)

当日は江南保健所の保健師が健康相談をお受けします(2階第2会議室、午後3時30分～4時30分)

▼問合先 江南保健所(☎56-2157)

お詫びと訂正

広報いわくら11月1日号17ページでお知らせした「平成17年度防火ポスター優秀作品展示先一覧表」中、入選者野口愛美さん(曾野小)のお名前が野田愛美と誤って掲載されました。関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。謹んでお詫びするとともに、訂正させていただきます。

手続き



● 私道整備工事費を補助

岩倉市では、私道の整備をする人に、工事費用の6割を補助しています。私道の舗装、側溝工事を検討している人は、お問い合わせください。

ただし、側溝工事のみの場合は、補助対象にはなりません。

▼ 対象となる私道

道路幅は、1・5メートル以上。ただし、道路の1端が行き止まりのもの（延長が15メートル以上私道に接した土地利用で家屋が3戸以上のものに限り）にあつては、道路幅が2メートル以上。

私道に面して家屋が40坪以上連なっていること。

日常生活に利用して、8年以上経過していること。

▼ 補助率 整備工事費の60%

▼ 申請書類 私道整備工事費補助金交付申請書を、土木課維持管理係で渡し

ています。

▼ 問合せ 土木課維持管理係
(☎ 38-5813)

市税のお納め忘れはありませんか？

● 市税の納税と納税相談窓口を開設

市の歳入のうちでも重要な市税。市民の皆さんの中で、この市税のお納め忘れはないでしょうか。

日ごろ、仕事などで税金を納めることができない人や、納税相談を受けたい人のために、次のとおり臨時の窓口を開設します。

なお、納税相談にお越しの人で分納を希望される場合は、印鑑をお持ちください。

▼ とき 12月4日(日)～18日(土)・日曜日、午前9時～正午、午後1時～4時

▼ ところ 税務課

▼ 問合せ 税務課収納係
(☎ 38-5806)

● 県税の休日納税窓口を開設

東尾張県税事務所、県

税の休日納税窓口を開設します。

▼ とき 12月17日(土)・18日(日)午前9時～午後5時

12月18日(日)は愛知県内のすべての県税事務所が納税窓口を開設しています(高辻軽油引取税課を除く)。

▼ 業務内容 県税の収納業務のみ(来所の際には、納付書をお持ちください)

▼ 問合せ 東尾張県税事務所徴収担当(春日井市鳥居松町3-65 ☎ 0568-1813191)

● 消費税の簡易課税制度を選択する個人事業者の皆さんへ

平成17年に新たに課税事業者となった人、平成18年において課税事業者である人は、いずれも平成17年12月31日までに「簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出する必要があります。

「簡易課税制度選択届出書」については、税務署の窓口で交付していますが、「国税庁ホームページ」からも取り出し、使用することもできます。

国税庁ホームページアドレス: <http://www.nta.go>

募集



▼ 問合せ 小牧税務署個人課税部門
(☎ 0568-721111 内線312)

● 総合体育文化センターパート職員

総合体育文化センター受付および事務に携わる人を募集します。

▼ 勤務内容 カウンター業務(トレーニング室受付事務等)、施設管理(閉館の作業を含む)、その他事務処理

▼ 勤務日・時間

火～金曜日: 午後5時30分～9時30分

土・日曜日、祝日: 午前9時～午後9時30分(時差勤務有り)

いずれも週29時間以内の勤務です。

▼ 賃金 大学生1時間800円

▼ 採用人数 若干名

▼ 採用予定日 随時

▼ 応募期間 12月1日(木)～

15日(木)(ただし、月曜日は休館日)

▼ 提出書類 履歴書(市販のもの)

▼ 申込・問合せ スポーツ課(総合体育文化センター内 ☎ 66-2222)

● 尾北看護専門学校教員

社団法人尾北医師会では、教員を募集します。

▼ 採用人数 3人

▼ 資格 50歳未満で看護師(助産師)資格を有し、5年以上業務に従事した者(教員養成講習会終了者歓迎)

▼ 採用予定日 平成18年4月1日

▼ 勤務時間 午前9時～午後5時15分

▼ 休日 土・日曜日、祝日

▼ 給与等 医師会給与規定による

▼ 提出書類 履歴書、免許の写(提出期限12月20日(火))

▼ 提出・問合せ 学校人事担当(☎ 95-7022)



●放送大学学生

放送大学は、放送メディアを利用して授業を行う正規の大学（教養学部・大学院文化科学研究科）です。
平成18年度第1学期（4月入学）教養学部、大学院修士選科生・科目生の学生を募集します。

▼募集する学部学生

全科履修生…卒業を目指す学生です。4年以上在学し所定の124単位以上修得すれば「学士（教養）」の学位が得られます。

選科履修生…1年間在学科目履修生…半年間在学科目は18歳以上で高校卒業の資格が必要です。
は15歳以上であればどなたでも入学できます。

▼募集する大学院生

修士選科生…1年間在学修士科目生…半年間在学、は18歳以上であればどなたでも入学できます。

▼願書受付期間 教養学部・大学院修士選科生・科目生
12月15日（木）～平成18年2月28日（火）
ホームページからも募集要項の請求ができます。

●労働関係基本講座



▼申込・問合先 放送大学
愛知学習センター（〒466-0825名古屋市中区八事本町101-2中京区内、☎052-831-1771 052-831-1777、ホームページアドレス <http://www.u-air.ac.jp/hp>）

▼とき 12月15日（木）午後1時30分～4時30分
▼ところ 一宮勤労福祉会館研修室
▼内容・講師
第1部：「知っておきたい働く時の基礎知識」、講師：富田高子さん（あかつき社労士事務所）
第2部：「こんなときどうする？ 労働相談Q&A」、講師：尾張事務所職員
▼対象 勤労者、一般の皆さん
▼定員 50人
▼受講料 無料
▼申込期間 12月1日（木）～

健康



●麻しん・風しんの予防接種が変わります

予防接種施行令等の改正により、平成18年4月1日から麻しんと風しんの予防接種接種方法が変更になります。変更の内容は表のとおりです。

なお、平成17年2・3月生まれのお子さんは、平成18年3月31日までに麻しん・風しん両方の予防接種を終了することが困難なため、4月以降の混合ワクチン接種をお勧めします。

▼麻しん予防接種実施日

12月26日（月）、平成18年1月11日（水）、2月1日（水）、8日（水）、3月1日（水）、9日（木）、31日（金）
事前に予約が必要です。

母子健康手帳を持参し保健センターへお越しください。

▼風しん予防接種実施日

12月15日（木）、平成18年1月27日（金）、30日（月）、2月3日（金）、8日（水）、9日（木）、29日（水）、3月3日（金）

	現行（平成18年3月31日まで）	改正後（平成18年4月1日以降）
ワクチン	麻しん・風しん単独ワクチン	麻しん・風しん混合ワクチン
対象年齢	1歳～7歳6か月未満	第1期 1歳～2歳未満
		第2期 5歳～7歳未満の人で小学校就学前の人
接種回数	麻しん・風しん単独ワクチンをそれぞれ1回ずつ接種	混合ワクチンを第1期・第2期で接種（計2回）

対象年齢であっても、下記に該当する場合は、混合ワクチンの接種ができなくなりますのでご注意ください。

麻しん・風しんのどちらかの予防接種をすでに受けている人
麻しん・風しんのどちらかの疾患にかかった人

相談 その他



●不用品データバンク

ご家庭で眠っている不用品の有効利用と、むだのない消費生活のために不用品データバンクをご活用ください。物品のやりとりは、当事者間で話し合ってください。

登録物品（11月1日現在）

▼譲ります 小型耕うん機、デジタルピアノ、子ども用自動車、岩倉幼稚園制服、ベビーサークル

▼求めます おんぶ・だっこ兼用ひも、赤ちゃん用爪切り、ベビーバス水温計、曽野幼稚園制服、室内用ジヤングルジム、ベビーバスチェア、冬のジャージ

自転車、A型ベビーカー

▼あげます 電子オルガン、ベビーチェア、カーシート、バウンサー、自転車

▼問合先 商工農政課商工観光係（☎38-5812）

地球温暖化防止・大気汚染防止推進月間

冬は、1年中で最も空気が汚れやすい季節です。また、地球温暖化をもたらす二酸化炭素濃度が年々増え続けています。家庭でできる小さな心がけや事業所の皆さんの取り組みで、地球温暖化・大気汚染を防止しましょう。

家庭

外出時には、公共交通機関や自転車を利用しましょう。
暖房温度は20℃以下に設定しましょう。
駐停車時の不要なアイドリングはやめましょう。
不要な照明・電気製品の電源をこまめに消しましょう。
お風呂は家族が続けて入るようにしましょう。
給湯器の設定温度をできるだけ低くしましょう。

事業所

不要な照明・OA機器の電源はこまめに消しましょう。
暖房温度は20℃以下に設定しましょう。
貨物輸送の効率化を進め、自動車の走行量を減らしましょう。
駐停車時の不要なアイドリングを自粛しましょう。
より低公害な自動車を積極的に使用しましょう。
良質燃料の使用や燃焼管理の徹底を図りましょう。

▶問合先 愛知県環境部大気環境課規制グループ(☎052-954-6215)

● 12月4日(土) 10日
人権週間

「世界人権宣言」は、1948年(昭和23年)12月10日に国際連合で採択されましたが、これを記念して国際連合は12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と定め、すべての加盟国に対し、人権思想の啓発のための行事を毎年実施するよう要請しています。

法務省と全国人権擁護委

員連合会では、各関係機関および団体の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日(土)10日)を「人権週間」と定め、広く国民に人権デーの意義を訴えとともに人権意識の普及を高揚を図っています。名古屋法務局と愛知県人権擁護委員連合会では、「第57回人権週間」として、

・育てよう 一人一人の人権意識 — 思いやりの心がけがえのない命を大切に —
・女性の地位を高めよう
・子どもの人権を守ろう

・障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
・部落差別をなくそう
・外国人の人権を尊重しよう
・HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
など、テーマを掲げ、人権週間を中心として次のような行事を企画しています。

場に努めています。
岩倉市の人権相談
岩倉市の人権擁護委員により、毎月第2金曜日午後1時から4時まで市役所1階市民相談室で、人権に関する相談を行っています。相談は無料で、相談内容について秘密は固く守られます。

12月の特設人権相談
▼とき 12月9日(金)午後1時～4時

▼ところ 市民相談室2

▼相談員 人権擁護委員、法務局担当官

岩倉市の人権擁護委員 福富富貴子(下本町天神塚55-3 ☎37-2532)

井上裕介(八剣町池田30-2 ☎38-2892)

鵜飼洋子(下本町丸之内134 ☎37-1664)

宮田浩明(北島町131 ☎37-0693)

▼とき・ところ 12月9日(金)午前9時30分～岩倉駅前、午前10時～ユースピア八剣店

人権作品展 「人権を理解する作品コンクール」一宮支局管内入賞作品

▼とき 人権週間中

▼ところ 市役所2階市民ギャラリー

▼問合先 市民窓口課市民

窓口係(☎38-5807)

常駐人権相談 一宮人権擁護委員協議会の人権擁護委員による、常駐人権相談を開設しています。相談は無料で、相談内容について秘密は固く守られます。

▼とき 月々金曜日(祝日、振替休日を除く)午前10時～午後4時

▼ところ 名古屋法務局一宮支局相談室

▼相談内容 人権に関するあらゆるもの

▼問合先 名古屋法務局一宮支局(一宮市公園通4-17 ☎0586-7110600)

● 12月2日は社会保険労務士の日

社会保険労務士がいろいろな相談に無料でお応えします。

▼とき 12月4日(日)午前10時～午後3時

▼ところ ユニール岩倉店

▼相談内容 「自分の年金はどうなるのか」「定年だけど再就職はどうしようか」など

▼問合先 愛知県社会保険労務士会尾張支部(☎52-1806)

新着図書紹介

今回、岩倉とゆかりのある「山内一豊」の関連図書が数多く入荷しました。

- 山内一豊のすべて（小和田哲男）
- 検証・山内一豊伝説（渡部淳）
- 三番手の男（童門冬二）
- 山内一豊（山本大）
- 山内一豊の妻（楠戸義昭）
- 山内一豊と妻千代（中島道子）
- 一豊と千代（大栗丹後）
- 山内一豊の妻と戦国女性（謎）（加来耕三）
- 山内一豊（小和田哲男）
- 山内一豊・土佐二十万石への道（新人物往来社）



・高齢者の交通事故をなくそう

・イエローストップ運動（交差点で黄信号も止まる運動）を推進しよう

●年末・年始地域安全（防犯）運動

年末・年始は、空き巣、車上ねらい、ひったくりなど、窃盗の犯罪の多発が予想されます。これらの犯罪を未然に防止するため、年末・年始における地域安全（防犯）運動を実施します。岩倉市内では、各地区で防犯パトロールを実施していただくことによって、犯罪件数を減らす効果が現れています。

安全で明るい年の瀬を過ごし、輝かしい新年を迎えられるよう、犯罪の防止を心がけましょう。

▼重点期間 12月1日（木）～平成18年1月10日（火）

▼重点目標

- ・振り込め詐欺被害の防止
- ・悪質商法被害の防止
- ・少年に有害な環境の浄化
- ▼スローガン 年末・年始を安全に

▼問合せ 江南警察署生活安全課（☎5610110 内線262）

ストップ・ザ交通事故
高めようモラル守るルール
●年末の交通安全県民運動

1年を通じて日没時刻が最も早いこの時期は、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故が毎年多発しています。また、忘年会のシーズンを迎え、飲酒運転による事故も心配されます。

12月は交通事故の最も多発する時期であり、特に昨年は高齢者の事故が多発しました。

そこで、ドライバーの皆さんに安全運転の励行と高齢者への思いやり運転の実行を呼び掛けるとともに、家庭や地域、職場で交通安全について話し合いを進め、交通安全意識を高めることをねらいとして、年末の交通安全県民運動が実施されます。

年末の交通安全県民運動

▼重点期間 12月1日（木）～10日（土）

▼重点目標

- ・飲酒運転を追放しよう
- ・ライド&ライト運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）を進めよう

12月1日は世界エイズデー

12月1日は世界エイズデーです。この機会にエイズについての正しい知識を持ち、エイズの予防について考えてみましょう。

エイズってなに？

エイズ（後天性免疫不全症候群）は、エイズウイルス（HIV）によって体の抵抗力が壊れてしまう病気です。感染後は、何も症状が現れませんが、症状がないにもかかわらず、性行為などにより他人にうつる状態にある期間（潜伏期）が長く続きます。潜伏期は6か月から10年以上ある場合もあります。

日本でも感染者増加中！

日本では報道が少なくなっているエイズですが、現在もなお、世界中で増え続けています。もちろん日本も例外ではありません。厚生労働省によると6月末までに、HIV感染者は全国で6,938人、エイズ発症者は3,445人となっています。

エイズに感染する可能性は誰でもあります。予防が大切！

HIVは主に血液と精液や膣分泌液に含まれ、これらが感染源になり、粘膜や傷口から感染します。

現在、男女間の性行為による感染が増えており、HIV感染の86.7%を占めています。

性行為感染を予防しよう！

不特定多数の人との性交渉は避ける。

性交渉をもつときには、コンドームを使用する。また、コンドームを正しく使うことが大切です。

エイズは日常生活では感染しません

HIVは感染力が弱く、空気感染はありませんので、咳やくしゃみ、握手などではうつりません。もし、あなたの周りに感染している人がいたら、今までと変わらない態度をとり、周囲の人たちに理解してもらうよう働きかけましょう。

HIV感染＝死ではない！

現在ではHIV量や免疫力を定期的にはかり、時期に応じて治療を行うことで、かなりの効果が期待されるようになってきています。「感染＝死」と早合点しないで不安がある場合には、まず感染しているかどうか確かめることが大切です。

感染が心配？ そのときは検査を

愛知県下の保健所では匿名・無料検査を受け付けています。検査の結果は本人に直接お伝えします。詳しくはお問い合わせください。

ただし、HIVがからだに侵入することによりできる「抗体」の有無で判定するため、感染の機会があった時点から8週間以降に検査を受けるようにしてください。

▶問合せ HIV抗体検査については、江南保健所（☎56-2157）、エイズについての相談は、愛知県エイズ情報センター（☎052-972-9200）

お気軽にご相談ください

市民相談

市民相談室(☎38-5822)

市民相談室は、市役所1階です。個室の相談室となっていますので、お気軽にご相談ください。

なお、各相談は、正午から午後1時までお昼の休憩をいただきます。

■一般相談

▶とき 月～金曜日(祝日、振替休日を除く)

午前9時～午後4時

■外国人のための相談(岩倉市国際交流協会)

「こんにちはコーナー」

12月 4日(日)・18日(日) 午後1時～3時

Advice and Consultation for foreigners
(Iwakura International Exchange Society)

4 / Des (Sun)、18 / Des (Sun)

13:00～15:00

Consulta em Prol dos Estrangeiros

(Associação de Internacional de Iwakura)

4 / dezembro (domingo)、

18 / dezembro (domingo) Das

13:00～15:00hs

■女性相談

12月 5日(月)・19日(月) 午後1時～3時30分

■知的障害者相談

12月 8日(木) 午後1時～4時

■人権相談

12月 9日(金) 午後1時～4時

■行政相談

12月 9日(金) 午後1時～4時

■法律相談(予約制...定員各6人)

12月13日(火)・28日(水) 午後1時～4時
毎月1日(土・日曜日、祝日、振替休日は順延)
午前9時から、市民相談室で当月分の予約を受け付けます(先着順、電話可)。

■登記相談

12月14日(水) 午後1時～4時

■総合福祉相談

12月16日(金)

身体障害者相談...午後1時～4時

戦没者遺族相談...午後1時～4時

■年金相談

12月26日(月) 午前10時～午後3時

●心の相談電話 ☎37-7867

いじめの問題、親子・近隣関係などの心の悩みは、一人でくよくよしていても、何の解決にもなりません。経験豊かなボランティアが電話で相談をお受けします。お気軽におかけください。

▶とき 毎週月曜日 午前10時～午後4時(祝日、振替休日を除く)

製造事業所の皆様へ 工業統計調査にご協力を

経済産業省では、17年工業統計調査を平成17年12月31日現在で実施します。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的として調査します。調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業、大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されているところです。皆様から提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いいたします。

▶問合先 愛知県企画振興部統計課工業統計グループ(☎052-954-6106)または、商工農政課商工観光係(☎38-5812)

●個別労働紛争解決制度
職場でのトラブルの解決
をお手伝いします

気軽に、まず相談 解雇・配置転換・賃下げ・セクハラ・いじめなど労働者、事業者の皆さんの職場でのトラブルの解決を愛知労働局がお手伝いします。

▼相談先 江南労働基準監督署内総合労働相談コーナー(☎54-2443)または、栄総合労働相談コーナー・名駅総合労働相談コーナーなど最寄りのコーナー(ホームページアドレス

http://www.aichi-rod.go.jp)
●教育相談

不登校やいじめ、学校や家庭におけるさまざまな悩みごとを持つ保護者などを対象に相談を行っています。

▼とき 毎週火曜日午後1時～4時

▼ところ 地域交流センター「くすのきの家」適応指導教室(中本町西出口15-1)

▼相談員 山田和行さん(元適応指導教室長)

その他 電話での相談も

受け付けています。
なお、予約された人が優先となりますので、あらかじめご了承ください。

▼問合先 適応指導教室(☎38-0300)

●子育て相談
地域子育て支援センターでは、乳幼児の子育てに関する相談を行っています。子育てに不安や心配、悩みはつきものです。どんな小さなことも、1人で考え込まないで気軽に相談してください。

▼とき・ところ・問合先 表のとおり

相談場所・問合先		面接相談(予約制)	電話相談
南部保育園内 地域子育て支援センター	大地町小森5 ☎☎38-3911	毎週 月・水・金曜日 午後1時～4時	毎週 月～金曜日 午前9時～午後4時
東部保育園内 地域子育て支援センター	大市場町順喜11 ☎☎38-2387	毎週 月・水・金曜日 午後1時～3時	毎週 月～金曜日 午前10時～午後3時

いずれも、祝日・振替休日を除きます。

ネットワーク

ふれあい ファミリー

●お父さんお母さんの一言
甘えん坊で泣き虫の爽汰。テレビで大好きなワンワンを見つけると大はしゃぎ。でも画面が変わると、いつも泣き出してしまふね。そんな爽汰が、パパとママは大好きだよ。
何でものんびり屋で、「まだかなあ」と思ってしまう時もあ
るけど慌てなくていいよ。ゆっ
くりゆっくり爽汰のペースで歩
んで行けばいいからね。ずっと
後ろで見守ってるよ。

爽汰くん
そうた
高島雄一、知美さんの長男爽
汰くん（1歳）。



市民文化祭

11月3日（木）から6日（日）まで、総合体育文化センターで市民文化祭が開催され、8,500人の皆さんが訪れました。

美術展、市民展、生花展、盆栽展、児童・生徒作品展には、数多くの作品が出品され、訪れた人たちの目を楽しませていました。

また、5日、6日には2階ラウンジで岩倉市茶花道連盟による茶席が設けられ、抹茶をおいしそうにいただく親子連れも見受けられました。



いわる

ふれあい
ファミリー

●お父さんお母さんの一言
夢叶が産まれて2年が経ちました。とてもやんちゃで困らせてばかりだけど元気が1番。これから元気にすくすくと大きく育ってください。早くオムツが外れるといいね。皆と一緒に頑張ってやっていこうね。優しく思いやりのある子に育ちますように!!

夢叶くん（2歳）。

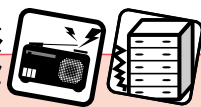
河村政春、ゆかりさんの長男

夢叶くん



知っておきたい

防災知識



非常持出品の用意

災害が起きたとき、まず必要となるのが「水」です。必要最小限その他、食料品、防災用具、燃料、衣料用品なども準備しておきましょう。

また、現金小銭、預金通帳、印鑑などの貴重品や必要品を用意しましょう。

非常持出品のポイント

荷物は最小限にまとめる
リュックサックなど両手が使える背負い式の物を準備
地震の発生により割れた、ガラスの散乱することもあるので枕元に底の厚いスリッパ、靴など準備
常備薬や、眼鏡の予備、入れ歯なども忘れずに準備、赤ちゃんがいる場合は、ほ乳ビンや粉ミルクなども忘れずに

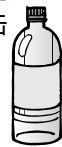


●あいち防災リーダー 栗原 勇吉

非常持出品

1、食料品関係

飲料水・乾パン・缶詰・レトルト食品・粉ミルク・ほ乳瓶・クラッカーなど



2、貴重品

現金（小銭も必要）・預金通帳や有価証券の写し・健康保険証・印鑑など



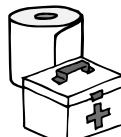
3、衣類関係

下着・靴下・雨具・タオル・バスタオルなど



4、医療用品

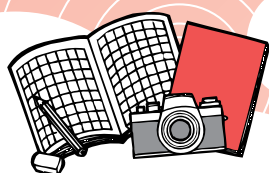
三角巾・包帯・ガーゼ・消毒薬・ティッシュペーパー・ウェットティッシュ・紙おむつ・生理用品など



5、防災用品

携帯ラジオ・ヘルメット・防災ずきん、ロープ・のこぎり・バール（人命救助、倒壊、家屋の除去に役立ちます）、懐中電灯（予備用の電池）など





学校通信

岩倉総合高等学校

岩高生の今！



IT全国大会で5位入賞
8月5日に実施された、第25回全国高等学校IT・簿記選手権大会（学校法人立志舎主催・文部科学省後援）IT部門の部で見事団体戦5位（写真上段右から、3年井奈波和也君・2年山田朋範君・3年山田裕美さん、下段右から、3年林大喜君・3年濱洲達也君・2年丹羽佑輔君・2年松岡正人君）入賞を果たしました。

カナダから留学生が来ました



デレックです

メキシコ人留学生ルカ君の帰国から2か月、今度はカナダからデレック・カディングトン君（17歳）がやって来ました。来年7月まで八剱町にホームステイしますので、見掛けましたら気軽に話しかけてください。

CBCラジオ 西村アナウンサー来校

映画研究部の活動が、CBCのラジオ番組「ハイパーナイト」の「魁！部活塾」のコーナーで、11月9日に紹介されました。

映画研究部では、「野球部物語」「サルサおどり」といったドキュメンタリー映画を製作しました。

	現3年	卒業年度			
	17年度	16年度	15年度	14年度	13年度
求人数(9月末)	325	294	284	272	336
1次内定率	100%	87.8%	91.2%	74.3%	72.9%
最終内定率	100%	100%	100%	100%	100%

第1次試験合格率、愛知県No.1です！

3年 中島良枝さん（岩倉中学校卒業）

夏休みから毎日学校に出てきて、勉強、面接練習をしてきました。進路の先生を始め、担任の先生やたくさんの先生のあたたかい声援をうけ、就職試験に挑戦し、無事内定をもらうことができました。

岩倉総合高等学校の卒業生として、社会に出て恥じないように、次の社会人としての生活に生かしていけるような残りの高校生活を送りたいと思います。

就職選考試験で100%内定達成
9月16日から開始された高校生の就職選考試験に41名が臨み、開校以来初の1次試験全員内定を果たしました。

小さな大道芸人?!

～いわくら市民ふれ愛まつり2005～

11月12・13日、総合体育文化センターで「いわくら市民ふれ愛まつり2005」が開催され約17,500人の市民の皆さんが訪れました。

訪れた皆さんは、会場で行われたさまざまなイベントを通して、家族や友達との「ふれ愛」を楽しみました。

バザール会場で行われた大人気の催し物大道芸人ショーでは、たくさんの人たちが輪になって集まり、とびこみで大道芸人と競演した子どもに、大きな歓声を送っていました。



伝えよう平和への想い

～戦後60年等平和祈念事業～

今年は戦後60年、また岩倉市核兵器廃絶平和都市宣言をしてから10年という節目を迎えることを祈念し、平和祈念事業の一つとして「戦争資料展」が11月3日から6日まで総合体育文化センターで開かれました。

資料展には、市内外から集まった軍服や千人針など約200点の資料が展示され、4日間で延べ1,500人が来場。また、3日には市内在住の戦争経験者7人が戦争の体験談を語る「戦争の語り部」も開かれ、戦争の悲惨さや平和への想いを伝えました。



練習の成果を発表

～市民音楽祭～

11月6日、総合体育文化センター多目的ホールで市民音楽祭が開催されました。昭和46年から開催されている音楽祭も今年で34回目。岩倉市ジュニアオーケストラを始めとする16団体292人が参加し、日ごろの練習の成果を披露しました。

最後に出演した岩倉市民吹奏楽団は、宮崎駿アニメや時代劇の曲をメドレーで演奏。完成度が高く、迫力のある演奏に観客の皆さんから盛大な拍手が送られていました。



広報に掲載したあなたの写真をさしあげます。

●申込先 企画課広報広聴係(☎38-5802)まで。

12月

1 木

2 金 はつらつ元気くらぶ(南部老人憩の家)
分別収集/曾野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町
古紙と古着の日/下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町

3 土 野菜の広場/岩倉駅地下道

4 日 休急病診療(中川浩 ようてい中央クリニック)

5 月 乳幼児健康相談
母親教室第1回

6 火 離乳食教室 1歳6か月児健康診査
分別収集/八剱町・井上町・神野町・石仏町
古紙と古着の日/中本町・東町・中野町・鈴井町

7 水 野菜の広場/岩倉駅地下道

8 木

9 金 はつらつ元気くらぶ(岩倉病院)
分別収集/東新町(岩倉団地)

10 土 野菜の広場/岩倉駅地下道
古紙と古着の日/東新町(岩倉団地)

11 日 休急病診療(加藤芳幸 かみのクリニック)
市役所市民スペースはお休みです。

12 月 母親教室第2回

13 火 はつらつ元気くらぶ(第五児童館) 3歳児健康診査
分別収集/大地町・大地新町・中央町・南新町・川井町・北島町・野寄町
古紙と古着の日/泉町・西市町・本町・宮前町・栄町一丁目

14 水 三種混合
野菜の広場/岩倉駅地下道

15 木 風しん

印は保健センター

休日急病診療の担当医は、変更する場合があります。
岩倉市のホームページをご覧ください。
健康チェックの日、母子健康手帳交付は毎週木曜日
です。

毎週金曜日(祝日を除く)は、市民窓口課の証明
発行業務を午後7時まで延長しています。

救急医療情報センター
0586-72-1133

休急病診療所
66-4708

受付 9:00 ~ 11:30
13:00 ~ 16:30

消防テレホンサービス
38-3119

岩倉市の人口 / 48,581人(+50人)
男性 / 24,186人(+26人)
女性 / 24,395人(+24人)
世帯数 / 19,658世帯(+51世帯)
(11月1日現在)

●発行/岩倉市役所
〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目6番地
☎0587-66-1111(代表) ☎0587-66-6100
●編集/総務部企画課広報広聴係
●毎月2回 1日・15日発行
●岩倉市ホームページアドレス
<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>



～曾野町かいわい～



幼川橋北側の五条川左岸に曾野休憩所があります。

この休憩所は、尾北自然歩道の休憩所として平成4
年度に整備され、五条川を散策する人たちの憩いの場
となっています。

このあたりは、昔、五条川が大きく南から東側に回
りこんでいた場所で、昭和11年から14年にかけて
五条川の改修工事が行われた際に、縄文時代晩期から
古墳時代の石器や土器などが多数出土しました。

この対岸には、市内でも数少ない竹林があります。
岩倉市では、愛知県と連携しながらこの貴重な竹林の
保全とあわせて、五条川の生態系を豊かにするための
多自然型護岸の整備を進めています。

「声の広報」を用意しています。

●申込・問合せ先 岩倉市社会福祉協議会(☎37-3135)
または、企画課広報広聴係(☎38-5802)まで。



岩倉市は、(財)日本環境協
会の承認を得て、エコマ
ークをシンボルマークと
して使用しています。